首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成26年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」を平成28年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 28 年 3 月 31 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫

記

〔１〕　高速道路の路線名

⑴　都道首都高速１号線
⑵　都道首都高速２号線
⑶　都道首都高速２号分岐線
⑷　都道首都高速３号線
⑸　都道首都高速４号線
⑹　都道首都高速４号分岐線
⑺　都道首都高速５号線
⑻　都道首都高速６号線
⑼　都道首都高速７号線
⑽　都道首都高速８号線
⑾　都道首都高速９号線
⑿　都道首都高速晴海線のうち東京都江東区豊洲六丁目から同区有明二丁目までの区間
⒀　都道首都高速11号線
⒁　都道首都高速葛飾江戸川線
⒂　都道首都高速板橋足立線
⒃　都道首都高速目黒板橋線
⒄　都道首都高速品川目黒線
⒅　都道高速湾岸線
⒆　都道首都高速湾岸分岐線
⒇　都道高速横浜羽田空港線
(21)　都道高速葛飾川口線
(22)　都道高速足立三郷線
(23)　都道高速板橋戸田線
(24)　神奈川県道高速横浜羽田空港線
(25)　神奈川県道高速湾岸線
(26)　埼玉県道高速葛飾川口線
(27)　埼玉県道高速足立三郷線
(28)　埼玉県道高速板橋戸田線
(29)　埼玉県道高速さいたま戸田線
(30)　千葉県道高速湾岸線
(31)　横浜市道高速１号線
(32)　横浜市道高速２号線
(33)　横浜市道高速湾岸線
(34)　川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町までの区間

〔２〕　基本料金の額

記〔１〕高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、１回の通行につき、以下のとおりとする。

一．１キロメートル当たり料金の額と固定額

⑴　１キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

（単位：円）

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普　通　車	29.52
中　型　車	35.424
大　型　車	48.708
特　大　車	81.18

㈱　上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

⑵　利用１回に対して課する固定額

利用１回に対して課する固定額は、150円とする。

二．適用方法

⑴　料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添２のとおりとする。

㈱

Ａ　料金距離は次の原則に従い定めるものとする。

ａ：出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

ｂ：出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

ｃ：常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

Ｂ　現金車［ＥＴＣ車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車をいう。以下同じ。］は、首都高速道路